

## 議案第 1 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の制定について

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

### 別 紙

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例

### 提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、亀山市立保育所の利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 市立保育所の利用者負担額は、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号に掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、法第20条第1項の規定により本市の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法第20条第1項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村の定める利用者負担額を徴収する。

3 月の途中で入所し、又は退所した場合においては、当月の利用者負担額に在所中における当月の開所日数（当該日数が25日を超える場合にあっては、25日）を乗じた額を25日で除

した額を徴収する。

- 4 利用者負担額は、その月分を毎月15日までに徴収する。ただし、月の途中で入所し、又は退所した場合には市長が別に定める日までに徴収する。

(利用者負担額の減免)

- 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(延長保育料)

- 第6条 市長は、延長保育を受ける子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

- 2 延長保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

(委任)

- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正)

- 2 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例(平成17年亀山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第 号)」に改める。

(亀山市産業振興条例の一部改正)

- 3 亀山市産業振興条例(平成17年亀山市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山

市条例第 号) 」に改める。

( 亀山市公共下水道条例の一部改正)

- 4 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第 号)」に改める。

( 亀山市営住宅条例の一部改正)

- 5 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第6条第6項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第 号)」に改める。

( 亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正)

- 6 亀山市子どもの出生祝金条例(平成23年亀山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則(平成17年亀山市規則第55号)」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第 号)」に改める。